

令和7年度 職員研修業務委託契約書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）との間に、令和 年 月 日に締結した職員研修業務委託基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- （1） 契約の目的 職員研修業務の委託
- （2） 業務の内容 別紙「職員研修業務委託事業に関する説明書（仕様書）」（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3） 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- （4） 契約金額 金 円
課税事業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
- （5） 契約保証金 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第28条第6号の規定に基づき免除する。
- （6） 代金支払場所 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店

（概算払）

第2条 委託者は、受託者に対し、前条に規定する契約金額の一部を概算払する。

- 2 委託者は、受託者に対して、前条に規定する契約金額を、別表「支払計画書」に従い、受託者の請求に基づき支払うものとする。ただし、受託者に基本協定又はこの契約に定める事項について不履行があると認められるときは、この限りではない。
- 3 受託者は、前項の規定による契約金額を、各四半期の末日から30日以内に、委託者に対して請求する。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に代金を支払わなければならない。

（業務の報告及び検査）

第3条 受託者は、この契約に定める事項がすべて履行されたときには、実施した研修にかかる業務実績報告書を委託者に提出し、委託者の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 委託者は、受託者から前項の業務実績報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に報告書の内容を検査しなければならない。

（委託料の精算）

第4条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、速やかに委託料請求を委託者に提出し、その額は第1条第4号に規定する金額から第2条の規定により概算払をした額の総額を控除した額とする。

- 2 委託者は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に受託者に対して、代金を支払うものとする。

(業務の内容の変更)

第5条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者にあらかじめ書面で通知することにより、仕様書に示す業務の内容の全部又は一部を変更することができる。

(委託料の変更)

第6条 委託者は、前条の規定により、仕様書に示す業務の内容に変更を生じたときは、委託者と受託者とが協議の上、契約金額を変更することができるものとする。

(履行遅滞)

第7条 受託者は、第1条第2号に規定する委託業務を履行期間内に履行することができないときは、委託者が災害その他やむを得ない理由があると認めたときを除き、遅滞日数に応じ、当該業務に係る契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者の責めに帰する事由により、委託者が第2条及び第4条に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、委託者は受託者に対して第1項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、委託者が第2条及び第4条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 受託者は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡することができない。ただし、あらかじめ委託者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受託者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受託者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(再委託)

第9条 受託者は、この契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は業務の一部（主たる部分を除く。）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した書面を提出し、委託者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、委託者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。

(1) 再委託を行う合理的理由

(2) 再委託先が、再委託される業務を履行する能力等

- 3 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受託者は変更の届出を提出し、委託者による審査及び承認を受けるものとする。
- 4 受託者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、委託者に対し責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第 10 条 受託者は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第11条 委託者は、受託者の委託業務の内容が仕様書に示すものに適合していないときは、その内容を改善するよう請求することができる。この場合における費用は受託者の負担とする。

2 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて内容の改善を請求し、その期間内に応じないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 委託業務の内容の改善が不能であるとき。
- (2) 受託者が委託業務の内容の改善を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が委託業務の内容の改善をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても委託業務の内容の改善に応じる見込みがないことが明らかであるとき。

(業務の適正履行)

第 12 条 受託者は、委託業務を基本協定、契約書及び仕様書に記載する事項に従い、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

(労働関係法規の遵守)

第13条 受託者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受託者は、委託者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、委託者は、受託者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受託者は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに委託者に報告しなければならない。

(管理責任者及び従業員)

第 14 条 受託者は、委託業務の実施に当たり、管理責任者を定め、書面により委託者に報告す

るとともに、現場に常駐のうえ委託業務の指揮監督にあたらせなければならない。

- 2 受託者は従業員を委託業務に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該従業員の名簿を委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、前2項について変更があったときは、速やかに委託者に報告しなければならない。
- 4 受託者は、常に委託業務を担当する従業員の品位の保持に努めるとともに、その資質の向上を図らなければならない。
- 5 委託者は、受託者の使用する従業員の身分上の監督について責任を負わないものとする。
- 6 受託者は、従業員に対し委託者の職員と同様の秩序維持の責任を有し、委託業務実施施設内における火災・盗難等の防止、その他災害時の対応等に協力し、適正な管理運営の確立に努めなければならない。

(経費負担)

第15条 業務に係る経費は、別紙3「経費の負担区分」に定めるとおりとする。

(中間報告等)

第16条 委託者は、委託業務の委託契約期間中、委託者が履行状況の報告を必要とする場合は、いつでも受託者に対して当該業務の履行状況についての報告を求めることができる。

- 2 前項の場合において、委託者が必要とする場合には、委託者は、受託者の立会いのうえで検査を実施することができる。

(使用承認申請書の提出等)

第17条 受託者は、委託業務を実施するにあたり、委託者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により委託者の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づいて、受託者が委託者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受託者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。
- 3 前項の場合において、委託者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受託者はこれを賠償しなければならない。ただしその損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。

(成果の帰属)

第18条 この契約の成果品（研修テキスト、カリキュラム、各種提案などの著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利をいう。以下同じ。）は委託者に帰属する。

ただし、成果品に受託者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合、当該成果品の著作権は受託者に帰属する。この場合、受託者は委託者に対し、当該成果物を委託者が使用するために必要な範囲で、当該著作物の利用を無償で承認しなければならない。

(第三者損害)

第19条 受託者は、委託業務の遂行上、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

(報告義務)

第20条 受託者は、委託業務の遂行上、重大な事故が起きた場合は直ちに委託者に報告するものとする。

2 受託者は、委託業務の遂行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに委託者に報告し、委託者は受託者と協議する。

(秘密の保持等)

第21条 受注者は、委託業務の実施にあたり、従業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、所属や氏名のわかる身分証を必ず携行させること。

2 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別記特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業者調査への協力)

第22条 委託者が、この契約に係る委託者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、委託者は、受託者に対し、受託者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受託者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(委託者の催告による解除権)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受託者に損害が生じても、委託者はその賠償責任を負わない。

- (1) 契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。
- (2) 第3条の規定に基づく検査に不合格となり、委託者の再度の検査においても、不合格となったとき。
- (3) 正当な理由がなく、第11条第1項の改善に応じないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第24条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、委託者はその賠償責任を負わない。

- (1) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶

する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 第8条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

(9) 警察本部からの通知に基づき、受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受託者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第26条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受託者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受託者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受託者及び役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

オ 再委託先がアからエまでのいずれかに該当し、委託者が受託者に当該再委託契約の解除を求めた場合に、受託者がこれに従わなかったとき。

(10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。

イ 受託者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受託者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受託者に損害が生じても、委託者はその賠償責任を負わない。

(1)債務の一部の履行が不能であるとき。

(2)受託者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第9号の規定に基づいて委託者が契約を解除した場合は、受託者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を委託者が指定する期間内に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項第10号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、委託者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、委託者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第25条 受託者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を委託者が指定した期間内に支払わないときは、委託者は、委託者が指定した期間の翌日から起算して、受託者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき年2.5パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

2 契約金が未払いの場合に、委託者は、賠償金等を委託者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、委託者は賠償金等に加えて遅延利息を、委託者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、委託者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第26条 受託者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受託者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(委託者の損害賠償請求等)

第27条 受託者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、委託者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、委託者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 受託者が債務の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受託者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受託者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受託者の解除権)

第28条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により委託者に損害が生じても、受託者はその賠償責任を負わない。

- (1) 委託者が仕様書等を大幅に変更する等、委託者の責に帰すべき事由により契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 委託者がこの契約に違反したとき。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(訴訟の提起)

第30条 この契約に関する訴訟の提起は、委託者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(契約の効力の遡及)

第31条 この契約書への委託者と受託者の記名押印日が契約書第1条第3号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(協議事項等)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、委託者と受託者が協議して決定する。

【注：①（電子契約の場合）又は②（書面による契約の場合）のいずれかを選択する。】

- ① この契約の締結を証するため、本契約書を電磁的に作成し、発注者と受注者が合意したことを証する電磁的措置を執ったうえ、各自その写しを所持するものとする。
- ② この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

受託者

別 表

支払計画書

履 行 期 間	支払額 (税込)
第1 四半期 (令和7年4月1日から令和7年6月30日まで)	円
第2 四半期 (令和7年7月1日から令和7年9月30日まで)	円
第3 四半期 (令和7年10月1日から令和7年12月31日まで)	円
第4 四半期 (令和8年1月1日から令和8年3月31日まで)	第4条第1項の規定による額
令和7年度 計	円

個人情報保護のための特記事項

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における県の機関及び受託者の義務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(個人情報の保有及び取得)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的以外の利用禁止)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された引渡物（引渡物に記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された引渡物を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された引渡物に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、発注者から引渡物の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなけれ

ばならない。

- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第 12 条 発注者から引き渡された引渡物に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、第 1 項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第 13 条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第 14 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事

項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。